町報

第196号

発行所
宮崎県門川町
門川町役場
電話③1140番

印刷所
宮崎県門川町
工藤印刷
電話③1143番
③2276番

昭和五十三年度分
住民税の申告について

昭和五十三年度分の、住民税（町県民税）の所得申告期が近づきました。

御承知のとおり、住民税は「住みよい地域社会をつくるための費用にあてる財源」であり、住民の日常生活に関係の深い身近な仕事例えば、戸籍や住民基本台帳の記録の仕事、生命や財産の安全を守る仕事、ごみし尿処理、病気、公害の予防など保健衛生の仕事、学校教育や公民館など、社会教育、或は道路、公営住宅の建設など、社会全体の発展と、住民生活の安定向上に必要な役割を果すため、広く住民にその負担を求めるものであります。

また住民税の所得申告を正しく申告しておくことは私達が公私にわたる生活を営む上においても、重要な役目を果すことになります

最近、自分の所得証明を必要とされる方が多くなりましたが、これは事業資金の借入れや、債務保証する場合、或は住宅を建設される場合の住宅金融公庫資金の借入申込みや、公営住宅の入居、保育所入所手続きをはじめとして、特に交通事故の際の休業補償金算定の基準となる所得証明など各般にわたつて活用されるものであります。

以下申告について必要な事項について申し述べます

一、申告は自主申告であること。

申告は自分で正しく所得を計算し、申告書に必要な事項を記載して申告することになつています。

申告書の記載事項に、虚偽、不正、又は過少申告をすると過料やその他の罪則の適用を受けることにもなりますので、正しく申告されます様にお願い致します。

二、申告書を提出しなければならない人。

(1)住民登録のある、なしにかかわらず、昭和五十三年一月一日に門川町に居住し、昭和五十二年中に所得のあつた人。

(2)給与支払報告書の提出のない事務所、事業所の給与所得者。

(3)給与所得者で、雑損控除医療控除または、給与支払報告書と異なつた扶養控除を受けようとする人ただし、次の場合には申告する必要はありません。

(1)前年中に所得のなかつた人。

(2)所得税の確定申告をする人。

(3)前年中の所得が給与所得のみで、源泉徴収によつて税金を納める人。

三、申告期間

申告は、昭和五十三年二月十六日から三月十五日までとなつています。

四、申告受付場所の設営。

期間中は、税務課でも申告受付を行つていますが住民税の申告は、記載事項も多く、内容も複雑である為、例年どおり、別表のように、各地区毎に申告受付場所を設営する予定です。なお申告を必要とされる方については場所、日時等について御通知申し上げる予定であります。

五、所得とは。

申告される所得とは、昭和五十二年一月一日から十二月三十一日までの収入金額から、その収入金をあげるために必要な経費（生活費及生活関係費は含みません）を差引いた残りの金額であります

申告書と一諸に配布いたします「昭和五十三年度分申告書のかきかた」に詳しく記入方法が記載してあります。

六、申告の際持参するもの

①印鑑

②家族の状況を明らかにしたもの。

③国民健康保険、国民年金など、社会保険料支払いを証明するものの領収書類。

④生命保険、共済掛金など生命保険料の領収書、又は支払領収書。

⑤その他所得の計算上必要な帳簿書類など。

七、そのほか申告について不明な点については税務課にお問合せ下さい。

申告相談所開設日程表（予定）

月日	曜	区名	場所	時間
2.23	木	松瀬	松瀬公民館	9.30～3.00
		大内原	大内原公民館	
〃24	金	三ケ瀬	三ケ瀬公民館	9.30～3.00
		上井野	児童館	
〃27	月	小園	小園公民館	9.00～3.00
		城屋敷	城屋敷公民館	
〃28	火	五十鈴	千田ノ木公民館	9.00～3.00
		南町	南町公民館	
3.1	水	東栄町	東栄町公民館	9.00～3.00
		西栄町 栄ケ丘	西栄町公民館	
2	木	平城東 平城西	平城集会場	9.00～3.00
		中村	中村公民館	
3	金	小松	小松公民館	9.00～3.00
3.6	月	牧山	牧山公民館	10.00～3.00
		谷ノ山	地区会長宅	
〃7	火	中山	中山公民館	9.00～3.00
		竹名	竹名公民館	
〃8	水	上ノ町 本町	役場三階会議室	9.00～3.00
〃10	金	旭町 尾末東 後向	尾末東公民館	9.00～3.00
		中尾	中尾公民館	
〃13	月	下納屋	下納屋公民館	9.00～3.00
		上納屋全区	上納屋公民館	
〃14	火	庵川西	庵川西公民館	9.00～3.00
		庵川東	庵川東公民館	
〃15	水	加草全区	加草公民館	9.00～3.00

所得税の確定申告始る

昭和五十二年分の所得税の確定申告と納税は二月十六日から受付が始り、三月十五日が期限となつています。所得税は、個人が一月一日から十二月三十一日までの一年間に得た所得にかかる税金です。

①商売をしている人や家賃地代の収入のある人、土地を売つた人などで所得の合計額が配偶控除や扶養控除などの所得控除の合計額より多い人。

②サラリーマンで給与以外の所得が二十万円を超える人や、給与の年収が一千万円を超えるなど一定の要件に当てはまる人は所得税の確定申告が必要になります。

所得の計算の仕方や申告書の書き方などで、分からない点や、もつと詳しく知りたいことがありましたらお気軽に近くの税務署、又は税務相談室にお尋ねください。

税務署では、二月十六日から三月十五日までの期間中、いつでもご相談に応じています。

また、税務署のほかにも市町村の役場や税理士会でも、無料で相談を受付けています。皆さんのご都合に合せてご利用ください。

主な所得控除一寛表

所得控除の種類	控除額等
基礎控除	29万円
配偶者控除	29万円
老人配偶者控除	35万円
扶養控除	1人 29万円
老人扶養控除	1人 35万円
障害者控除	1人 23万円
特別障害者控除	1人 31万円
老年者控除	23万円
寡婦控除	23万円
勤労学生控除	23万円
社会保険料控除	支払額の全額
生命保険料控除	(最高) 5万円
損害保険料控除	(短期最高) 3千円 (長期最高) 1万5千円 (合計最高限度) 1万5千円
医療費控除	(最高) 200万円
雑損控除	被害金額が所得金額の1/10を超える時→そのこえる部分

青色申告の勧め

所得税は、納税者が自分で所得や税額を計算して、申告し納税する「申告納税制度」になつています。

この申告納税制度が円滑に行われるためには、一人でも多くの納税者の方々に、自分の所得や税額を正しく計算して申告することができるようになつていただく必要があります。

そこで、毎日の取引を帳簿に付け、その帳簿に基づいて正確に所得税を申告する方は、所得や税額の計算などでいろいろ有利な取扱いが受けられます。

これが「青色申告制度」です。この制度は不動産所得事業所得、山林所得のある方に限つて利用できることになつています。

青色申告制度は、昭和二十五年に設けられ、今年で二十八年目を迎えました。

この間、青色申告を利用する方は大変増えてきましたそれというのも、青色申告をすると、単に税金の面で有利になるだけでなく、帳簿を付けることによつて経営の内容や資金繰りの状況などがよく分かり、経営の合理化にも役立つことが一般に知られてきたためでしよう。

また所得が三百万円以下の方については、現金出納帳一冊で青色申告ができるようになつたこともその原因の一つです。

具体的な手続や詳しいことは、税務署又は税務相談室にお尋ねください。

還付申告は早めに

所得税の確定申告と納税は、二月十六日から三月十五日までとなつています。

確定申告が必要な方は、商売をしている方や、不動産収入のある方などですがサラリーマンの方などで確定申告をしなくてよい方でも確定申告をすると、次のような場合には税金が返つてくる場合があります。

まず

①源泉徴収された利子、配当、原稿料などの収入があつて、全体の所得があまり多くない方。

②災害を受けたり、多額の医療費を支払つたり、住宅を新築した方などで、雑損控除、医療費控除、住宅取得控除などを受けることができる方。

③サラリーマンの方で、年の中途で退職し、年末調整を受けていない方などです。

確定申告をするときに、源泉徴収票など、申告書に添付したり、提示することになつている書類がありますので、前もつて用意しておきましよう。

この税金の還付を受けるための確定申告は、二月十六日より前でも受付けています。早く申告すれば還付も早く受けられますので早めに済ませてください。

国税関係行事日程表

実施日	行事名	時間	会場
1月24日	青色申告説明会	午后1時30分～	門川町商工会館
2月21日	確定申告説明会(白色)	午后1時～	門川町役場 三階会議室
28日	贈与税の申告相談	午前9時～午后3時	〃
3月6日	確定申告納税相談	午前9時30分～午后4時	〃
7日	〃		

贈与税の申告も忘れずに

贈与税の申告と納税が二月一日から始ります。

贈与税は、人から財産をもらつたときになどかかる税金ですが、つい、うつかりして申告を忘れ、後で大変困つたという例が少なくありません。それというのも財産の贈与は夫から妻へ、親から子へというように、主に家族の間で行われることが多いためだと思われます。

また、土地や住宅などを、何気なく奥さんや子供さん名儀に登記したり、親子の間で「有る時払いの催促なし」のお金を借りた場合なども贈与税の対象になりますから御注意ください。

なお、贈与を受けた金額が一年間に六十万円までは贈与税はかかりません。

また、婚姻期間が二十年以上の夫婦がその配偶者に居住用資産を取得するための現金等を贈与した場合には申告することによつて、一千万円の「配偶者控除」が受けられます。

贈与税の申告と納税は三月十五日までですが、申告が必要であるのかどうか、税金の計算はどのようにするのかなど、お分かりにならないときは早めに税務署又は税務相談室に御相談ください。税務署又は税務相談室では、担当の職員がご相談に応じています。

町営住宅入居者の募集について

昭和五十二年度事業で建築中の、西ノ山住宅も工事が順調に進み、三月上旬には完成の見込みとなりましたので、次のとおり入居者を募集いたします。

尚家賃については、附帯工事等の未施工の工事があり、決定されたものではなく概算で算出したものですが、提示額内で決定されるのではないかと思われます

記

一、住宅名　西ノ山住宅

一、種別　第二種住宅

一、住宅規模

中耐（四階建）

三LDK

一、募集戸数　二十四戸

一、家賃

月額　一三〇〇〇円～一五〇〇〇円（予定）

一、入居基準

○門川町々営住宅管理条例による、第二種住宅入居に適応する者

○町内に、居住、又は、勤務を有している者

一、申込期間

二月一日～二月二十五日迄

一、入居者決定日

三月上旬

一、入居者決定方法

選考委員会で審査を行ないますが、有資格者多数の場合は、抽せんで決定します。

振替納税制度について

所得税の確定申告や予定納税の時期になりますと、税務署や銀行などに税金の払込みに行きますが、お店の忙しいときなどつい忘れてしまうことがあります。

そこで、便利な納税の方法として「振替納税」の制度があります。

この制度は、税金を納めるときにわざわざ税務署や銀行まで出かけなくても、電話料やテレビの受信料の払込みと同じように、あなたの預金口座から自動的に振替えて納める方法で、納税のための手数が少なくて済みますので大変便利です。

振替納税を利用する場合は、税務署や銀行に備付けてある「預貯金口座振替依頼書」と「納付書送付依頼書」で、あなたの指定される銀行か、又は税務署にお申込みください。

「振替納税」について、手続きなど詳しいことは最寄りの税務署、金融機関又は税務相談室にお尋ねください。

納税証明の請求は二月末日までに

建設業の登録を更新するとき、工事指名を受けたいとき、銀行に借入の申込みをするとき……、こんなときに必要になるのが「納税証明」です。

「納税証明」は、請求があればいつでも発行しておりますが、所得税の確定申告の時期のように、事務が混雑している時期には、即座に発行できかねる場合もあります。提出期限に間に合わなかつた……ということがないよう「納税証明」の請求は早めにお願いします。なお、本人でない方が請求される場合は必ず委任状を持参されるようお願いします。

× × ×

春の全国火災予防運動はじまる!!

この運動は、空気が非常に乾燥し、強風が吹くことの多い時期にあたり、火災予防思想の一層の高揚を図るとともに、火災による悲惨な焼死事故や、貴重な財産の損失を防止するために実施することを目的とする

◎実施期間

昭和五十三年二月二十八日から三月十三日まで

◎重点目標

1　幼児、老人の焼死防止対策の徹底

2　異常乾燥時及び強風時の火災防止

3　実際に即した自主防火管理体制づくり

この一票　くらしと政治を　かける橋

交通安全 二月は飲酒運転絶滅月間です

交通安全の推進、事故防止には、町民の皆様には積極的なご協力とご理解をいただき感謝に堪えません。

さて、本年も二月は飲酒運転絶滅月間となっております。県下における昨年中の交通事故発生件数のうち飲酒運転に起因して発生した人身事故は、百三十五件でこれにより九名が死亡し二百七名もの多くの人が負傷しております。更に飲酒運転により検挙された者は四千百八十三名の多きに達しており飲酒運転追放が叫ばれながら依然として後を絶たない状況であります。

飲酒運転は、ご承知のとおり重大な事故に直結する危険を持っており、これを追放するためには家庭はもちろん地域、職域が一体となった推進が必要であります。

つきましては、前述のとおり昭和五十三年二月中「飲酒運転絶滅月間」として飲酒運転追放運動を推進することになりましたので、左記事項を中心として、この運動が単に掛声のみに終ることなく、家庭から、地域から、職場から一人の飲酒運転者もださないように町民の皆さんの積極的なご協力をお願いいたします。

記

一交通安全会における徹底した飲酒運転の追放運動

(イ)交通安全会において飲酒運転追放のための交通安全教室、座談会等を開催し交通安全について話合いをする。

(ロ)各種会合における飲酒は飲酒運転を助長することにもなるので極力さけるよう努める。

二家庭における徹底した飲酒運転追放運動

(イ)家庭において、飲酒運転の危険性、違法性について話合いを行い、家庭ぐるみで飲酒運転の追放を図るとともに友人知人などについても積極的に働きかける。

(ロ)飲酒後は、自ら運転する自動車による外出は絶対しない。

(ハ)自動車を運転する者には酒類を絶対ださない。

三職場における徹底した飲酒運転の追放運動

(イ)職場において、飲酒運転追放のための交通安全教育を実施する。

(ロ)職域交通安全会の結成強化と積極的な飲酒運転の追放活動を実施する。

(ハ)職場において、飲酒運転追放の申合せや決議等を行う。

四酒類提供業者の自主的活動

(イ)飲酒した客が、自動車を運転して来ていることが判明した場合は、カギを預りタクシー等を利用させる。

(ロ)料飲店組合等の組織を通じて、飲酒運転追放の申合せ等を行う。

◎……豊かな こころを育てる町民大会……◎

主　題「明るい家庭 住みよい郷土」

期　日……２月２６日（日曜日）

会　場……町立中央公民館

門川町が「明るい家庭、住みよい郷土」づくりを目標に人間性の回復をめざして過去五ケ年間推進してきた人づくり運動も一応昨年で終了しましたが、とどまるところを知らない社会の情勢は、ますます私たちから人間性をうばおうとしています。

ここに第二段階の人づくり運動として、「豊かなこころを育てる町民大会」を開催して過去を振り返るとともに、新らしい方向づけをすると同時に、当町の社会教育の問題点を解明し、更によりよい家庭、よりよい郷土づくりを図りたいと思います。

主催　門川町教育委員会

日程　九、〇〇　受付
九、三〇　開会行事
十、〇〇　活動報告
◎公民館連協
◎ＰＴＡ連協
◎婦人連協
◎町青協
◎学級生代表
十一、四五　全体討議
十二、〇〇　昼食
十二、〇〇　アトラクション
十三、〇〇　記念講演
十五、〇〇　閉会行事

※公民館長さんを通じて皆さんの参加をお願いいたしますのでご協力下さい

皆さんのご協力で共同募金及び歳末たすけあいの目標が達成出来ました

町目標額 九四〇、〇〇〇円

部落別実績表

部落	目標額	実績額	備考	部落	目標額	実績額	備考
松瀬	5.600	6.000	＋400	中尾	27.200	27.200	
三ケ瀬	18.400	19.200	＋800	下納屋	33.200	33.200	
上井野	20.400	20.400		上納屋1	18.400	18.400	
大内原	10.000	10.200	＋200	〃 2	17.000	17.000	
小松	13.400	14.800	＋1.400	〃 3	17.200	17.200	
小園	15.600	15.600		中村	17.400	17.800	＋400
城屋敷	15.200	15.200		加草1	13.000	14.800	＋1.800
中山	11.200	11.500	＋300	〃 2	21.200	23.000	＋1.800
竹名	6.400	6.400		〃 3	13.600	14.900	＋1.300
五十鈴	25.000	32.080	＋7.080	〃 4	24.600	25.700	＋1.100
南町	38.400	44.000	＋5.600	〃 5	10.400	11.500	＋1.100
上の町	24.400	24.400		庵川西	31.400	31.400	
本町	33.200	33.200		庵川東	33.400	34.600	＋1.200
東栄町	51.000	53.200	＋2.200	牧山	9.200	10.000	＋800
西栄町	48.200	54.000	＋5.800	谷ノ山	2.800	2.800	
栄ケ丘	19.200	19.200		平城東	44.800	44.800	
旭町	13.600	13.600		平城西	45.800	45.829	＋29
尾末東	10.600	11.600	＋1.000				
後向	12.400	12.400		合計	772.800	807.109	＋34.309

法人・大口募金

部落	名称又は氏名	金額
小園	和泉浩平	5.000
南町	宮崎ジユウタン	10.000
〃	山本林業	5.000
〃	くわだ旅館	5.000
上の町	金丸次蔵	10.000
〃	松沢組	10.000
〃	児玉組	10.000
〃	吉永組	5.000
〃	篠原病院	10.000
本町	宮銀門川支店	10.000
〃	宮相銀〃	10.000
〃	日向農協〃	5.000
〃	白石病院	10.000
〃	長谷川組	10.000
〃	樫本葬儀社	10.000
東栄町	田中病院	10.000
〃	樋口〃	10.000
東栄町	堤歯科医院	10.000
〃	長田建設	10.000
〃	五十鈴林業	10.000
〃	九州木産社	5.000
〃	門川木工所	5.000
〃	木下精肉店	5.000
〃	坂元タクシー	3.000
〃	東洋プロパン	3.000
西栄町	東病院	10.000
〃	寺尾〃	10.000
〃	日興建設	10.000
〃	長友建築設計	5.000
平城	灘波江鉄工所	5.000
後向	門川漁協	20.000
〃	門川水産加工組合	10.000
〃	姫野藤一	5.000
尾末東	山口近治	5.000
〃	黒木豪	5.000
旭町	山口常太郎	5.000
中尾	平波喜一郎	5.000
〃	中村進	5.000
〃	山口広美	5.000
下納屋	黒田留男	5.000
〃	小林政美	5.000
上納屋	神戸欣一	5.000
〃	ＤＳサンケイ	5.000
〃	一〇水産	10.000
加草	宮崎鋳機	5.000
〃	旭マルキプロパン	10.000
〃	江川ブロック	5.000
庵川西	庵一川漁協	10.000
〃	浜田恵	20.000
〃	和田梅利	10.000
〃	和田光義	5.000
〃	和田藤一	5.000
〃	黒木豊久	5.000
庵川東	岩田実	5.000
南町	加根又門川支店	10.000
	計	421.000

昭和五十二年度、共同募金（含歳末たすけあい）につきましては地区会長さんに、ご協力をお願い致しまして、目標額の七七％残りを法人・大口募金及職域募金を委員会において行ない、皆様方のご理解とご協力によりまして、目標額を上廻る成績を収めましたこと厚くお礼申しあげます。町共同募金委員会にて決定致しました配分もご報告致します。

社会福祉法人　宮崎県共同募金門川町分会

職域区分

職域名	金額
町役場職員一同	37.540
門川漁協〃	26.759
五十鈴荘	9.472
計	73.771

集計表

種類	金額	備考
戸別募金	807.109	
法人・大口〃	421.000	
職域〃	73.771	
バッヂ〃	3.300	
その他	12.524	預金利息等
合計	1.317.704	

配分

配分先	金額	備考
県共募	226.000	
各種団体	160.000	
社協	700.000	歳末慰問 150.000 子供の遊び場 300.000 天幕等 250.000
分会費	231.704	
合計	1.371.704	

町長・町議選挙 日程きまる

町選挙管理委員会は去る一月十日委員会を開催いたし、町長の任期が来る四月二十一日に、町議会議員の任期が五月一日にそれぞれ満了することから、これに件なう町長・町議会議員の選挙執行の日程等について次のとおり決定いたしました。

以下その概要について申し上げます。

◎選挙時登録の基準日

今回の選挙で新たに選挙権を有することゝなる者の登録資格を決定する基準日のことであります。

この基準日は**四月八日**と決定されました。今回登録される者は**年令**については**昭和三十三年四月十七日**までに生まれた者であります。

住所については、**昭和五十三年一月八日**までに門川町に住所を移されて住民票が作成された者で（転入届をした者）引続き門川町に住んでいることが、要件とされます。

◎選挙人名簿登録日

（四月八日）

四月八日の基準日において選挙人名簿登録資格を有する者について、委員会が登録する日であります。

◎縦覧期間

自四月九日から
至四月十一日までの
三日間、選挙登録が行なわれますと、委員会では選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供することになりますが、この登録に関して不服があるときは、右の期間内に文書で委員会に異議を申し出ることができます。

◎告示日　**四月九日**（日曜日）

◎投票日　**四月十六日**（日曜日）

尚、選挙運動は、選挙執行の告示がされないとできません。それまでに運動いたしますと、事前運動の禁止規定違反に問われることがありますので、立候補予定者の方は勿論、選挙人一人一人が充分注意していただき、明るい選挙が行なわれるよう町民のご協力をお願い申し上げます。

行政相談を どうぞ

宮崎行政監察局では、次のとおり巡回行政相談所を開設いたします、

恩給、年金、保険、生活保護、道路、河川、交通公害等、役所の仕事でお困りの方や、要望意見のある方は遠慮なく御相談ください

相談は無料で秘密は守られます。

※とき
二月二十一日（火）
午前十時～十五時

※ところ
門川町役場町民室

※行政相談委員
栗田政利
自宅電話③～三〇六三

宮崎行政監察局係官

寄附お礼

一金壱万円
東西栄町祭礼愛好会

一金壱万円
チムニツト株式会社

一金六万円
門川町ライオンズクラブ

一金壱万弐千参百四拾壱円
日向木協五十鈴給油所

右の方々から交通安全対策事業にとご寄附いただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

使途につきましては、その主旨にそいまして、交通安全対策施設事業に活用させていただきたいと存じます。

日向地区交通安全協会
門川支部

戸籍の窓

ごめい福を祈る

死亡者氏名　年令　住所

請関　浅平　82　上納屋一
平波　エキ　62　中尾
斉藤　千里　55　上井野
堀田　高　57　平城西
竹内　豊　82　上ノ町
佐藤富士市　73　庵川西
三坂　留治　62　加草一
児玉フサコ　56　本町
筧　良二　79　松寿園
黒木　寅市　66　中尾
長友　竹美　76　五十鈴
黒木　運治　81　五十鈴
福永伝五郎　76　本町

香典返しお礼

上の町　故　竹内　豊殿
五十鈴　故　長友　竹美殿
三ケ瀬　故　河野　カク殿
五十鈴　故　黒木　運治殿
加草二　故　平田トクエ殿
松瀬　故井野内伊代吉殿

右の方々には、不幸にして、ご逝去なされ、喪主の方より香典返しとして、金一封を社会福祉事業にとご寄贈いただきました。

ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます

尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて、頂きたいと存じます。

一金参万円　竹内　周殿
一金弐万円　長友　森行殿
一金弐万円　河野　楢蔵殿
一金弐万円　黒木　敏明殿
一金参万円　平田　俊彦殿
一金弐万円　井野内藤男殿
（現在迄の合計）
百九拾八万五千円

社会福祉法人
門川町社会福祉協議会

1月1日現在

世帯数	人口 男	人口 女	計
4.792 (4.778)	8.358 (8.346)	9.178 (9.132)	17.536 (17.478)

（　）内は12月1日現在

町は明るく選挙は清く